

大分ホーバークラフト意匠及び画像の利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大分県が大分空港への海上アクセス改善のため導入したホーバークラフト1番船B a i e n、2番船B a n r i、3番船T a n s o（以下「大分ホーバークラフト」という。）の意匠及び画像（以下「意匠等」という。）を利用する場合の取扱いに関し必要な事項を定め、もって大分県及び大分ホーバークラフトの周知・PRに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 意匠等とは、「大分ホーバークラフト意匠及び画像利用マニュアル（以下「利用マニュアル」という。）」に定めるものをいう。

(意匠等に関する権利)

第3条 意匠等に関する一切の権利は、大分県（以下「県」という。）に属する。

(利用許諾の申請)

第4条 意匠等の利用を希望する者（以下「利用許諾申請者」という。）は、あらかじめ「大分ホーバークラフト意匠及び画像利用許諾申請書」（様式第1号）に必要書類を添えて、大分県知事（以下「知事」という。）に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が利用するとき。
- (2) 県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育目的で利用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき。
- (4) その他、知事が適当と認めるとき。

(利用許諾の手続き)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該利用が第1条の目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、知事は意匠等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 前項に規定する利用許諾を行った場合は、「大分ホーバークラフト意匠及び画像利用許諾書」（様式第2号）をもって利用許諾申請者に通知するものとする。

(利用期間)

第6条 利用期間は、利用許諾の日から3年以内とする。

- 2 前項の期間満了後においても引き続き利用する場合は、改めて第4条の規定により利用許諾の申請をし、利用許諾を受けなければならない。ただし、当該利用許諾を受けた事項を変更しない場合に限り、第1項の利用期間満了後においても、在庫整理の期間として意匠等を利用することができる。

(利用許諾の制限)

第7条 知事は、第5条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許諾しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 県及び大分ホーバークラフトのイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員と認められる者又は密接な関係を有する者から申請があったとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者、又は認められる者から申請があったとき。
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者、又は認められる者から申請があったとき。
- (8) 意匠等の利用によって、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (9) 利用マニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。
- (10) その他、知事が意匠等の利用が適当でないと認めるとき。

- 2 知事は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「大分ホーバークラフト意匠及び画像利用不許諾書」（様式第3号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

(利用許諾内容の変更)

第8条 第5条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「大分ホーバークラフト意匠及び画像利用許諾変更申請書」（様式第4号）を知事に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、第4条から前条までの規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が認められるときは、その変更について利用許諾を行うことができる。

- 3 前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「大分ホーバークラフト意匠及び画像利用許諾変更通知書」（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

(利用上の遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分注意すること。
- (2) 利用許諾を受けた内容により利用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 利用マニュアルに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。ただし、知事が必要と認める場合はその限りでない。
- (5) 当該利用許諾に係る物件等の完成品の写真又はサンプルを、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の写真又はサンプルの提出が困難な場合の提出物については、知事が別に指示する。
- (6) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第10条 意匠等の利用料は、無料とする。

(利用許諾の取消し)

第11条 知事は、意匠等の利用がこの規程及び利用許諾の内容に違反していると認められるときは、当該利用許諾を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項に規定する利用許諾の取消しを行った場合は、「大分ホーバークラフト意匠及び画像利用許諾取消通知書」(様式第6号)により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。
- 3 前項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者は、当該利用許諾に係る物件等を利用してはならない。
- 4 知事は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、当該利用許諾に係る物件等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 知事は、前項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(申請等の取下げ)

第12条 第4条及び第8条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「大分ホーバークラフト意匠及び画像利用取下申請書」(様式第7号)を知事へ提出することで、当該申請を取り下げることができる。

(利用の非独占性等)

第13条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して意匠等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は当該利用許諾に係る物件等について知事が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 県は、この規程による利用許諾の申請、利用許諾の内容変更に係る変更申請及び意匠等の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第15条 県は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、当該利用許諾に係る物件等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、意匠等の利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

4 県は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(利用状況の報告等)

第16条 知事は、利用者に対し、「大分ホーバークラフト意匠及び画像利用物件一覧」(様式第8号)により、意匠等の利用状況について報告を求めることができる。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、意匠等の取扱いに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年11月13日から施行する。